

令和8年10月から 下水道使用料を改定します

◆問合先 市役所下水道課 ☎0745-71-6101

下水道使用料の単価の改定

本市の下水道普及率は、令和8年3月末日時点で約79%であり、下水道の未普及地域を早期に解消するために、今後も国の社会資本整備総合交付金を活用していく必要があります。

しかし、下水道使用料を改定しないと交付金の配分を十分に受けられず、下水道を普及させることが困難となります。

下水道を普及させ、良好な生活環境を維持していくため、令和8年10月から下水道使用料の単価の改定を行います。市民の皆さまにはご負担をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願いします。

改定後の下水道使用料の単価

汚水排水量1㎡あたりの下水道使用料【消費税及び地方消費税(10%)を含む】

区分		1か月あたりの排水量	現行使用料	改定使用料
一般排水	公衆浴場	300㎡まで	77円	99円
	その他		132円	154円
中間排水		301㎡~750㎡まで	187円	209円
特定排水		751㎡以上	242円	264円

*工場、その他の事業所(公衆、共同浴場及び市長が認める公共または公益関係の業種を除く)からの汚水排水量が1か月300㎡を超え、750㎡以下の部分を中間排水、750㎡を超える部分を特定排水といいます。

改定後の下水道使用料の単価の適用時期

10月1日より前から引き続いて使用している場合

偶数月検針地域

検針月	適用
10月	旧使用料
12月	新使用料

奇数月検針地域

検針月	適用
11月	旧使用料
1月	新使用料

10月1日以降に新たに使用する場合

偶数月検針地域

検針月	適用
10月	新使用料

奇数月検針地域

検針月	適用
11月	新使用料

		8月	9月	10月	11月	12月	1月
10月1日より前から引き続いて使用している場合	偶数月検針		旧使用料	検針 新使用料		検針	
	奇数月検針			旧使用料	検針 新使用料		検針
10月1日以降に新たに使用する場合							新使用料